

◎新潟県告示第206号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルブタノアート（通称名：5F－EDMB－PICA、5F－EDMB－2201）及びその塩類
- (2) 2－（3－メトキシフェニル）－2－（プロピルアミノ）シクロヘキサン－1－オン（通称名：Methoxpropamine、MXPr）及びその塩類
- (3) 2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール（通称名：Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene）及びその塩類
- (4) 1，2－ジフェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン（通称名：α-D2PV、A-D2PV）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年3月8日